令和２年度　保育園等利用者負担額（保育料）（2号・3号認定）

令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化実施に伴い、3歳以上児の利用料は無償となります。

〈日進市保育認定利用者負担額（保育料）基準額表〉

区分			徴収金基準額（月額）		兄弟等入園による軽減	
階層	定義		3歳未満児		同一家庭内で複数の児童が入園しているときの保育料	
			標準時間	短時間		
A	生活保護法による非課税世帯		0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	ひとり親家庭等の世帯	0	0	第２子の徴収金基準額左記金額の１／２	第３子以降の徴収金基準額０円
		その他の世帯	0	0		
C	市町村民税課税世帯所得割48,600円未満	ひとり親家庭等の世帯	5,000	4,750	第２子の徴収金基準額0円	
		その他の世帯	11,000	10,500	第２子の徴収金基準額左記金額の１／２	
D１	48,600円以上61,000円未満	ひとり親家庭等の世帯	6,750	6,500	第２子の徴収金基準額0円	
		その他の世帯	13,500	13,000	第２子の徴収金基準額左記金額の１／２	
D２	61,000円以上73,000円未満	ひとり親家庭等の世帯	8,250	8,000	第２子の徴収金基準額0円	
		その他の世帯	16,500	16,000	第２子の徴収金基準額左記金額の１／２	
D3-1	73,000円以上77,101円未満	ひとり親家庭等の世帯	9,000	8,750	第２子の徴収金基準額0円	
		その他の世帯	20,500	20,000	第２子の徴収金基準額左記金額の１／２	
D3-2	77,101円以上85,000円未満		20,500	20,000	第２子の徴収金基準額左記金額の１／２	
D４	85,000円以上97,000円未満		24,500	24,000		
D５	97,000円以上109,000円未満		31,000	30,000		
D６	109,000円以上133,000円未満		37,000	36,000		
D７	133,000円以上169,000円未満		43,000	42,000		
D８	169,000円以上213,000円未満		49,000	48,000		
D９	213,000円以上301,000円未満		54,500	53,000		
D10	301,000円以上397,000円未満		57,500	56,000		
D11	397,000円以上		59,500	58,000		

〈兄弟等入園及びひとり親家庭等の世帯の軽減〉

※市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯で、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合（年齢制限なし）、年長者から順に２人目の場合は半額、３人目以降の場合は無料となります。

※Ｂ階層に該当し、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合（年齢制限なし）、年長の児童から順に２人目以降の場合は無料となります。

※市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親家庭等の世帯で、保護者と生計を一にする児童が複数いる場合（年齢制限なし）、１人目は表のとおりの額、２人目以降は無料となります。

「ひとり親家庭等の世帯」・・・母子父子家庭世帯（祖父母等との同居除く）、身体障害者手帳・療育手帳・障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童・障害基礎年金の受給者を有する世帯

〈保育所等における副食費の負担減免〉

年収360万円未満相当世帯及び0歳から小学校就学前までのうち第3子以降は免除されます。

＜保育必要量＞

標準時間・・・主にフルタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大１１時間。就労などで月１２０時間以上。

短時間　　・・・主にパートタイム勤務を想定した利用。利用可能時間は最大８時間。就労などで月６０時間以上。

※保育園の利用時間は、午前8時から午後4時までを原則的な保育時間とし、その時間を超える場合は、各保育園の開園時間内で、就労時間等に合わせた必要な利用時間を保育園と調整していただくことになります。

※保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、両親（もしくは祖父母等の生計主宰者）の市町村民税所得割額の合計、児童の年齢及び支給認定証に示した保育必要量によって決定します。（市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等）は適用されません。）

※市町村民税所得割額が確認できない場合は、最高階層（D11階層）に階層区分を確定するものとします。所得割額が確認できた場合は、算定開始日の属する月に遡って再算定を行います。

〈公立保育園における延長保育料〉

	利用時間	短時間	標準時間
延長保育	１時間以内の利用	月額　５００円	
	１時間超３時間以内の利用	月額　１，０００円	
	午後6時30分から午後7時までの利用	月額　１，０００円	月額　１，０００円
	土曜日午後4時を超える利用	日額　５００円	

※延長保育の料金は、午前午後の利用時間の合算とします。

※標準時間の時間帯：午前7時30分～午後6時30分（西部・北部・南部・梅森・三本木・北新田保育園は午後6時00分まで。私立保育園・認定こども園は異なる場合があります。）

※短時間の時間帯：午前8時00分～午後4時00分（市内公立保育園・私立保育園・認定こども園共通）

※指定管理園である米野木台西保育園の午後7時00分～午後7時30分の延長保育料は別途必要になります。

※私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所の延長保育料・時間帯等は施設ごとに設定されます。

〇第三子保育料無料化等事業について

令和２年度は、１８歳未満の児童が３人以上いる場合、その年度の初日において３人目以降の３歳未満児の保育料は、日進市保育認定利用者負担額（保育料）基準額表のB階層からD4階層までに属する世帯の児童及びD5階層からD9階層までに属する世帯の児童のうち入園順位が1番目の児童については無料といたします。D5階層からD9階層までに属する世帯の児童のうち入園順位が2番目以降の児童及びD10・D11階層に属する世帯の児童については、兄弟等入園による軽減後の額の2分の1の額といたします。令和３年度以降については、本事業の継続は未定ですのであらかじめご了承ください。